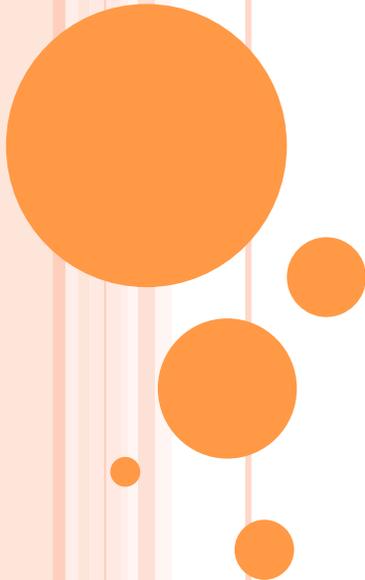




にゃんどるが教える知的財産講座

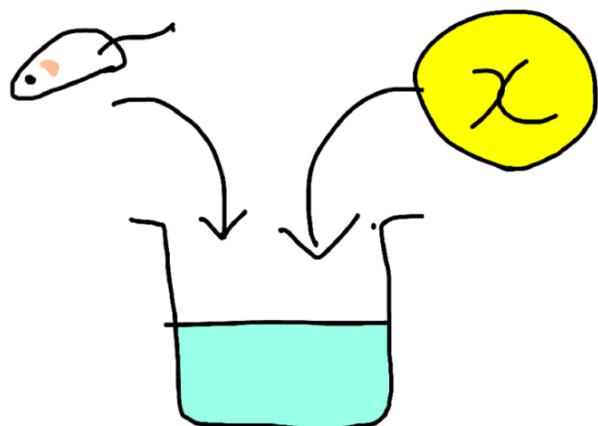
R&B特許事務所 <http://www.rbpat.com>



クレームの基本

～経営者が知るべき知的財産の権利・入門編～

特許権の取得



特許権の対象：技術的な特徴

ねずみパウダーに成分Xを混合
→健康増進効果UP！！

特許：ねずみパウダー＋成分X



ぼうちゃんの行為



<こんな場合、どうなる？>

成分Xと類似の成分X'を使用

ねずみとして、特定のねずみを使用

成分Xに加え、成分Aを混合





びびすけの特許 との関係



特許：ねずみパウダー＋成分X

< 考え方の基本 >

全ての要素を使用していたら、侵害
一つの要素でも不使用なら、非侵害





びびすけの特許との 関係



特許：ねずみパウダー＋成分X

<ぼうちゃんの行為>

成分Xと類似の成分X'を使用

→成分Xを使用していないので非侵害





びびすけの特許との
関係



特許:ねずみパウダー+成分X

<ぼうちゃんの行為>

特定のねずみ+成分X

→特定のねずみは、ねずみのひとつ
全ての要素を使用しているので、侵害





びびすけの特許との
関係



特許：ねずみパウダー＋成分X

<ぼうちゃんの行為>

ねずみパウダー＋成分X＋成分A

→別の成分が加えられていても、
「ねずみパウダー＋成分X」を使用している
ことに変わりなし、侵害





クレームの読み方



<クレームの構成>

請求項1:ねずみパウダーに成分Xを混合した
ことを特徴とするパウダー

請求項2:成分Aを混合した
ことを特徴とする請求項1に記載のパウダー

<クレームの意味>

請求項1:ねずみパウダー+成分X

請求項2:ねずみパウダー+成分X+成分A





クレームの読み方



<クレームの構成>

請求項3: **成分Bを混合した**

ことを特徴とする**請求項2**に記載のパウダー

請求項4: **はつかねずみを使用した**

ことを特徴とする**請求項2**に記載のパウダー

<クレームの意味>

請求項2: **ねずみパウダー＋成分X＋成分A**

請求項3: **ねずみパウダー＋成分X＋成分A＋成分B**

請求項4: **はつかねずみパウダー＋成分X＋成分A**





クレームの読み方



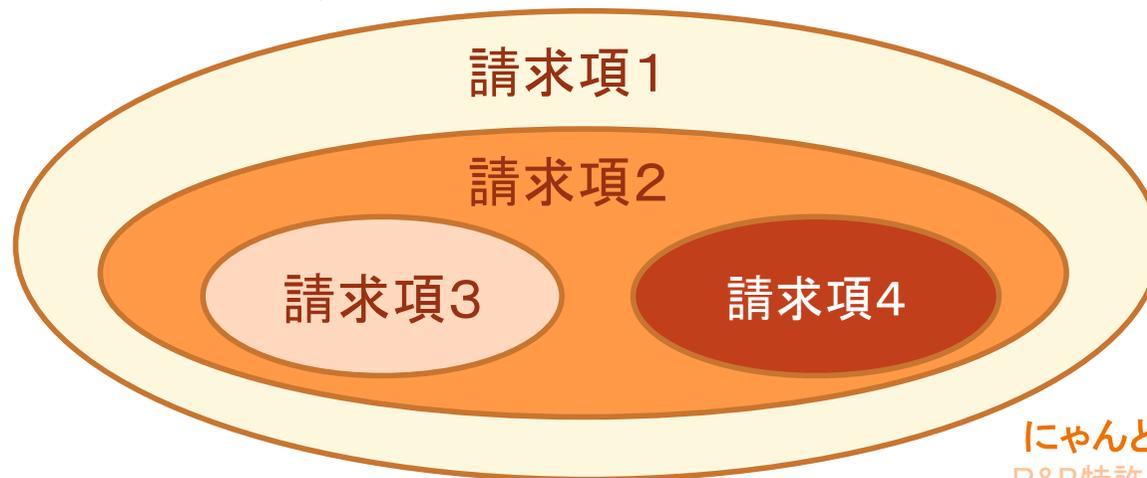
請求項1: **ねずみパウダー** + 成分X

請求項2: **ねずみパウダー** + 成分X + 成分A

請求項3: **ねずみパウダー** + 成分X + 成分A + **成分B**

請求項4: **はつかねずみパウダー** + 成分X + 成分A

<クレームの関係>





まとめ



クレームは読めるようにして
おきましょう！

本プレゼンテーションのストーリーはフィクションです。
時間の都合上、特許法の原則のみ説明しています。
個々の事情によって状況は異なりますので、
弁理士にまずご相談ください。

にゃんどるが教える知的財産講座

R&B特許事務所 <http://www.rbpat.com>

